

平成19年 第1回臨時会

苫小牧港管理組合議会会議録

平成19年6月13日開会

苫小牧港管理組合議会

平成19年 第1回臨時会
苫小牧港管理組合議会

平成19年6月13日(水曜日) 午後1時45分開会

本日の会議に付議した事件

日程第1 議長の選挙について

日程第2 議席の指定について

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第4 会期の決定について

日程第5 副議長の選挙について

日程第6 報告第1号ないし第4号について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(苫小牧港管理組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(苫小牧港管理組合職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(苫小牧港管理組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例について)

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)

日程第7 議案第1号ないし第3号について

議案第1号 苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 苫小牧港管理組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 苫小牧港管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員(10人)

1番 池田謙次君

6番 藤沢澄雄君

2番 岩田典一君

7番 山本雅紀君

3番 沖田龍児君

8番 渡邊敏明君

4番 田村龍治君

9番 熊谷克己君

5番 富岡隆君

10番 遠藤連君

説明員出席者

管 理 者	岩 倉 博 文 君
専任副管理者	鈴 木 純 一 君
副 管 理 者	猪 俣 茂 樹 君
副 管 理 者	中 野 裕 隆 君
総 務 部 長	榎 良 一 君
施 設 部 長	平 澤 充 成 君
総合政策室長	横 山 隆 夫 君
振 興 課 長	植 西 勝 君
総 務 課 長	工 藤 正 君
業 務 課 長	伊 藤 龍 一 君
計 画 課 長	平 田 利 明 君
施 設 課 長	村 田 修 一 君
会 計 管 理 者	納 谷 清 志 君
総 務 課 長 補 佐	阿 曾 信 幸 君
総合政策室副主幹	野 村 澄 雄 君

監 査 委 員	宮 間 利 一 君
監 査 委 員	沖 田 清 志 君
監査委員事務局主幹	畑 山 忠 君
監査委員事務局副主幹	生 水 賢 一 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	工 藤 正 君
庶 務 係 長	阿 曾 信 幸 君
秘 書 係 長	木 村 賀津彦 君
書 記	西 川 敏 明 君
書 記	三 橋 大 輔 君

臨時議長の選出

事務局長（工藤 正君） 事務局より申し上げます。

本日の臨時会は、改選後最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

したがって、沖田龍児議員が年長でございますので、御紹介を申し上げる次第でございます。

議長席のほうへお願いをいたします。

臨時議長（沖田龍児君） ただいま御紹介をいただきました、沖田龍児でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

自己紹介

臨時議長（沖田龍児君） この際、お諮りいたします。

このたびの選挙におきましては、お互いに当選の榮譽を担い、当管理組合議会の議員に選出されたわけでございます。

このたび新たに当管理組合議会議員になられた方々もおられますので、議員各位の自己紹介をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（沖田龍児君） 御異議がないようですので、自己紹介をお願いいたします。

池田謙次議員から、順次お願いいたします。

池田謙次君 公明党議員団・池田でございます。

よろしくお願ひします。

岩田典一君 会派緑風・岩田典一です。

よろしくお願ひいたします。

遠藤 連君 道議会選出の遠藤連でございます。

よろしくお願ひいたします。

熊谷克己君 市議会選出の民主党・市民連合の熊谷でございます。

よろしくお願ひいたします。

田村龍治君 道議会民主党・道民連合に所属しております、田村です。

どうぞよろしくお願ひします。

富岡 隆君 市議会選出の共産党苫小牧市議団の富岡隆と申します。

どうかよろしくお願ひいたします。

藤沢澄雄君 道議会自民党・道民会議、日高選出の藤沢でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

山本雅紀君 道議会自民党・道民会議、室蘭市選出でございますけれども、山本でございます。よろしく申し上げます。

渡邊敏明君 市議会会派・せいしんの渡邊敏明です。

どうぞよろしく願いいいたします。

沖田龍児君 最後でございますけれども、道議会民主党・道民連合から選出をされました、沖田龍児です。

どうぞよろしく願いいいたします。

臨時議長（沖田龍児君） 以上をもちまして、議員各位の自己紹介を終わらせていただきます。

管理者挨拶

臨時議長（沖田龍児君） 管理者から、挨拶並びに管理組合の特別職の方々及び管理職員を議員各位に御紹介したい旨、申し出がありますので、これを許します。

管理者 岩倉博文君。

管理者（岩倉博文君） 苫小牧港管理組合管理者の岩倉博文でございます。

第1回臨時会の開催にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様には、4月の統一地方選挙におきまして、多数の皆様方からの負託を受け、北海道議会議員及び苫小牧市議会議員に御当選をなされましたこと、また、当管理組合議会の議員に選出されたことを、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

私も、昨年7月に管理者に就任をいたし、5月18日に北海道知事との協議の結果、これから2年間、引き続き当管理組合の管理者を務めることとなりました。

御承知のように、苫小牧港は北海道の港湾貨物の半数ほどを取扱う物流拠点として、大変重要な役割を担っており、苫小牧市の発展にも大きな役割を果たしております。

両母体とも、大変苦しい財政状況の中ではございますが、利用者ニーズに応え、利用促進を図るために、より一層の港湾機能の向上を目指してまいりたいと考えている次第でございます。

皆様方におかれましても、苫小牧港発展のために、さらなる御支援を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いを申し上げます。

特別職の職員の紹介

管理者（岩倉博文君） 引き続きまして、私から管理組合の特別職の方々を紹介させていただきます。

まず、専任副管理者の鈴木純一でございます。

続きまして、非常勤の副管理者であります、北海道建設部長の猪俣茂樹でございます。

もう1人の非常勤の副管理者であります、苫小牧市副市長の中野裕隆でございます。

次に、監査委員を紹介させていただきます。

北海道から選出されております、代表監査委員の宮間利一監査委員でございます。

続きまして、苫小牧市選出の沖田清志監査委員でございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

管理職員の紹介

臨時議長（沖田龍児君） 次に、鈴木専任副管理者から、管理職員の紹介をお願いいたします。

鈴木専任副管理者。

専任副管理者（鈴木純一） それでは、私から、管理組合の管理職員の紹介をさせていただきます。

総務部長の榎良一でございます。

施設部長の平澤充成でございます。

総合政策室長の横山隆夫でございます。

振興課長の植西勝でございます。

総務課長の工藤正でございます。

なお、総務課長は、議会事務局長を兼ねてございます。

業務課長の伊藤龍一でございます。

計画課長の平田利明でございます。

施設課長の村田修一でございます。

会計管理者兼出納室長の納谷清志でございます。

総合政策室副主幹の野村澄雄でございます。

総務課長補佐の阿曾信幸でございます。

なお、総務課長補佐は、議会事務局庶務係長を兼ねてございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

監査委員事務局の管理職員の紹介

臨時議長（沖田龍児君） 次に、宮間監査委員から監査委員事務局の管理職員の紹介をお願いいたします。

宮間監査委員。

監査委員（宮間利一君） それでは、私から監査委員事務局の管理職員を紹介させていただきます。

監査委員事務局長であります、苫小牧市監査委員事務局長の宮腰郁子でございます。

ただ、宮腰でございますが、本日は所用のために、欠席させていただいております。御了承をいただきたいと思っております。

次に、監査委員事務局主幹であります、苫小牧市監査委員事務局主幹の畑山忠でございます。

次に、監査委員事務局副主幹であります、苫小牧市監査委員事務局副主幹の生水賢一でございます。

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

臨時議長（沖田龍児君） 以上をもちまして、それぞれの紹介を終わります。

開会

臨時議長（沖田龍児君） これより本日をもって招集されました、平成19年第1回臨時会を開会いたします。

開議

臨時議長（沖田龍児君） これより本日の会議を開きます。

会議時間の延長

臨時議長（沖田龍児君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後3時09分 再開

再開

臨時議長（沖田龍児君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

仮議席の指定

臨時議長（沖田龍児君） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

議長の選挙について

臨時議長（沖田龍児君） 日程第1「議長の選挙について」お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたい

と存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(沖田龍児君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

更にお諮りいたします。

指名の方法は、臨時議長において指名することといたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(沖田龍児君) 御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に、遠藤連議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました遠藤議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(沖田龍児君) 御異議なしと認めます。

よって、遠藤議員が苫小牧港管理組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、遠藤議員が議場におられますので、本席から、会議規則第27条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

遠藤議員に御挨拶をお願いいたします。

議長席にお着き願います。

それでは、遠藤議長と交替いたします。

御協力をご感謝いたします。

ありがとうございました。(拍手)

議長就任挨拶

議長(遠藤 連君) ただいま皆様方の御推挙によりまして、議長の重責を担うことになりました。誠に光栄に存ずる次第でございます。

苫小牧港の取扱貨物量も、4年連続して1億トンを超えるなど、北海道の最大の港湾として着実に発展をしておりますが、一方、課題もまた多く見られるところでございます。

私も、誠心誠意職務の遂行に当たり、苫小牧港の発展と議会の円滑な運営に意を尽くしてまいりたいと存じますので、皆様方の一層の御支援と御協力をお願いを申し上げまして、御挨拶いたします。

ありがとうございました。(拍手)

議席の指定

議長（遠藤 連君） それでは、日程第2「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、ただいま御着席の議席とすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、議席は、ただいま御着席の議席といたします。

会議録署名議員の指名

議長（遠藤 連君） 日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において池田議員、岩田議員を指名いたします。

会期の決定

議長（遠藤 連君） 日程第4「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

副議長の選挙について

議長（遠藤 連君） 日程第5「副議長の選挙について」をお諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、指名の方法については議長において指名することにいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることとし、議長において指名することに決しました。御指名を申し上げます。

副議長に、熊谷克己議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました熊谷議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、熊谷議員が苫小牧港管理組合議会副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました熊谷議員が議場におられますので、本席から会議規則第27条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、副議長に御挨拶をお願いいたします。

副議長（熊谷克己君） ただいま皆様方の御推挙によりまして副議長に就任をさせていただきました、熊谷克己でございます。

苫小牧港の発展のために、力いっぱい頑張る所存でございます。

また、遠藤議長を補佐し、一生懸命、職務を全うする覚悟でございます。

皆様方の御協力と御指導を心からお願いをいたしまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例について）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）

議長（遠藤 連君） 日程第6報告第1号「苫小牧港管理組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めることについて」、報告第2号「苫小牧港管理組合職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めることについて」、報告第3号「苫小牧港管理組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めることについて」及び報告第4号「苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めることについて」を一括して議題といたします。

本件に関しましては、管理者側から説明のため、発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長 榎良一君。

総務部長（榎 良一君） 報告第1号、報告第2号、報告第3号及び報告第4号の専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

報告第1号ないし報告第4号につきましては、本来、議会で御審議いただくものでございますが、諸般の事情により、平成19年3月30日、地方自治法第179条第1項の規定により、専

決処分したものでございます。

報告第1号「苫小牧港管理組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について承認を求めることについて」及び報告第2号「苫小牧港管理組合職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例の専決処分について承認を求めることについて」でございますが、これにつきましては、地方自治法の改正に伴いまして出納長制度が廃止されましたことから、特別職の職員から「出納長」を除きましたこと並びに報告第2号におきましては、特定の職務に従事する者に対し、旅費支給の制限を設けるための改正を行っております。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

報告第3号「苫小牧港管理組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の専決処分について承認を求めることについて」でございますが、地方自治法の改正に伴いまして、引用している条項に変更が生じたので、改正を行っております。

施行日は、平成19年3月30日でございます。

報告第4号「苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について承認を求めることについて」でございますが、国家公務員の給与改定にかんがみ、まず、扶養手当の改正でございますが、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額を5,000円から6,000円に、1,000円引き上げたものでございます。

次に、特殊勤務手当の改正でございますが、業務課埠頭係の職員に支給されております業務手当の月額1,800円を廃止したものでございます。

最後に、通勤手当の改正でございますが、片道1.5キロメートル以上、2キロメートル未満の区間の通勤手当について、12月から3月までの冬期に限り、月額2,500円を支給するものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上、報告第1号ないし報告第4号の専決処分について御説明いたします。

御承認のほど、よろしく願います。

議長（遠藤 連君） ただいまの説明に関し、御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） 御質問がなければ、お諮りをいたします。

報告第1号ないし報告第4号を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号ないし報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

議案第1号 苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 苫小牧港管理組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3 号 苫小牧港管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例について

議長（遠藤 連君） 日程第 7 議案第 1 号「苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 2 号「苫小牧港管理組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第 3 号「苫小牧港管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長 榎良一君。

総務部長（榎 良一君） 議案第 1 号「苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

この条例改正案は、国家公務員の給与改定にかんがみ、一般職の職員の給与月額を引き下げ及び昇給の制度の改定を行うため、関係規定を整備するものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の議案第 1 号資料により御説明申し上げます。

議会資料の 8 ページをお開き願いたいと思います。

給与構造改革につきましては、平成 17 年の人事院勧告で示されたところでございますが、基本的な考え方は 1 番目の図にありますように、民間賃金の地域差を公務員給与に反映させるため、民間賃金の最も低い北海道・東北地域に合わせ、給与水準を平均で 4.8%引き下げ、民間賃金の高い地域には、最高 18%の地域手当を支給することにより、地域間の配分を見直すというものでございます。

2 つ目は、下の図でございますが、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた給与構造への転換でございます。

具体的には、若年の係員層は引き下げを行わず、中高齢者の水準を 7%引き下げ、平均で 4.8%引き下げるとともに、職務・職責に基づく給与水準を確保するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

3 つ目の経過措置でございますが、これは切替日前の現給を保障するものでございます。

右側 が苫小牧港管理組合の場合でございますが、本管理組合は平成 20 年 3 月まで 4.1%の独自削減を継続するため、平成 19 年度は制度上の現給保障額ではなく、独自削減後の額を支給することになるというものでございます。

4 つ目は、勤務実績の給与への反映でございます。勤務成績を昇給により反映させやすくするため、号給を 4 分割するとともに、最高号給を超える、いわゆる枠外昇給制度を廃止いたします。特別昇給と普通昇給を統合し、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入します。

現在、年 4 回あります昇給時期を 1 月 1 日の年 1 回とし、また、55 歳昇給停止措置に替えて、昇給幅を半分とした昇給を行うなどというものでございます。

10ページをお願いいたします。

本管理組合におきましても、これらの国の見直しに準じて給与構造改革を実施するものでございます。

まず、給料表の構造改正でございますが、国が11級制を10級制に改正したため、その内容を本管理組合に当てはめると、本管理組合では現行の8級制が7級制になり、また、号給につきましても、国と同様に1号給を4号給に分割することになるものでございます。

次に、初任給でございますが、若年層の引き下げを行わないことから、国と同様に現行と同じ水準となります。

ただ、短大卒区分につきましては、現行では初任給調整として6カ月の昇給短縮を行っていましたが、新制度では1号給が4分割されたため、昇給短縮効果の初任給への反映が可能となったことから、増額となったものでございます。

次に、昇給制度でございますが、こちらも国と同様の内容となっております。

特別昇給と普通昇給を統合して、昇給は1月1日の年1回となり、また、枠外昇給を廃止するとともに、55歳昇給停止措置に替えて、昇給号数を半分とした昇給を行うものでございます。

資料の11ページから15ページに、給料表の新旧対照表を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思います。

なお、施行日は、本年7月1日でございます。

続きまして、議案第2号「苫小牧港管理組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

今回の改正は、現在、単純労務職員に限定して適用しております退職手当の算定の基礎となる勤続期間に、本管理組合職員としての在職期間に引き続く国家公務員等としての在職期間を通算する旨の規定を単純労務職以外にも拡大して適用するため、関係規定を整備するものでございます。

通算対象となる在職期間につきましては、国家公務員や地方公務員等が引き続き本管理組合の職員となった場合の国家公務員等の在職期間のうち、その期間について退職手当の支給を受けていない期間でございます。

また逆に、本管理組合の職員が退職し、引き続き通算規定のある国家公務員や地方公務員等に採用された場合は、本管理組合においては退職手当を支給せず、本管理組合の職員としての在職期間は引き続き採用された国家公務員等の退職手当の算定の基礎となる勤続期間に通算されることとしております。

なお、施行日は、公布の日からとしております。

次に、議案第3号「苫小牧港管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

この条例改正は、障害者自立支援法の施行に伴う身体障害者福祉法の改正により、身体障害者

療護施設及び身体障害者福祉ホームが廃止されたため、関係規定を整備するものでございます。

改正内容といたしましては、障害者自立支援法の施行に伴い、従来、身体障害者福祉法で規定していた施設のうち、「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改め、用語の整理を行うというものでございます。

なお、施行日は、公布の日でございます。

以上、議案第1号から3号について御説明をさせていただきました。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（遠藤 連君） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、反対・賛成の討論通告はありません。

反対・賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、議案第1号ないし議案第3号についてお諮りをいたします。

議案第1号ないし議案第3号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号ないし議案第3号は、原案のとおり可決されました。

閉会

議長（遠藤 連君） 以上をもちまして、本議会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

臨時会に付議されました事件は、皆様方の御協力により、滞りなく終了いたしましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。議員の皆様には、今後とも苫小牧港発展のため、一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、議員並びに理事者各位におかれましては、十分御自愛を賜り、一層の御活躍を御祈念申し上げます、御挨拶といたします。

ありがとうございました。

（了）

午後3時28分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

苫小牧港管理組合議会

臨時議長 沖 田 龍 児

議 長 遠 藤 連

署名議員 池 田 謙 次

署名議員 岩 田 典 一